

要領別添 1

信州デスティネーションキャンペーン用パンフレット制作及びウェブサイト改訂業務委託仕様書

次の仕様に基づいて、制作・改訂業務を履行すること。

1 信州デスティネーションキャンペーン用パンフレット及びウェブサイトの目的

平成 22 年 10 月から 12 月にかけて、「信州デスティネーションキャンペーン（以下「信州DC」という。）」が開催される。信州DCの主体となる地域の気運醸成とともに、信州DCを広く全国に周知するため、地域で取組んでいる①『未だ知られていない、新しい信州の魅力の提案』、②『ゆっくりと「歩く」旅行スタイルの提案』、③『お客様を温かくお迎えする「ホスピタリティ」の取組み』等を紹介し、県内への誘客を促進し、滞在時間の延長による消費の拡大を図る。

2 信州DC用パンフレット及びウェブサイトの制作方針

- (1) 未だ知られていない、新しい信州の魅力の情報発信
- (2) ゆっくりと「歩く」旅行スタイルの発信
- (3) お客様を温かくお迎えする「ホスピタリティ」の取組みの発信
- (4) 信州らしい「魅力ある食」の情報の発信
- (5) 訪れるお客様も「楽しく、面白い」キャンペーン情報の発信
- (6) 他部局や会員実施の各種事業と連携し、相互に情報を発信

3 パンフレット制作業務の基本方針

ユニバーサルデザインにより、文字の大きさ、文章表現、色使い、体裁など、誰にとっても見やすく分かりやすい誌面とすること。

4 パンフレット制作業務の概要

制作方針・基本方針を踏まえ、パンフレット用の原稿の制作。ただし、必要な写真データの借上料等は委託料に含む。（印刷製本は含まない。）

- (1) 規格
48ページ・A4版・4色フルカラー・中綴じ
- (2) 納入期限
平成 22 年 6 月 30 日(水)
- (3) 納入形態
印刷原稿を電子データ及びPDF化しDVD等で納入

5 ウェブサイト改訂業務基本方針

利用者が使いやすく、目的とするページに容易にたどり着ける構成であること。

6 ウェブサイト改訂業務の概要及び留意事項

改訂・制作等いただく内容及び留意事項は以下のとおりです。

- (1) 改訂・制作業務
 - ア トップページ
 - ①長野県への誘客が図れるようなデザインにすること。
 - ②サイト全体が見回せて、目的の情報がどこにあるか一目でみつけられるような構成にすること。
 - ③トピックス性のある情報を掲載するコーナー（RSS配信できる）を設けること。

イ 各種コンテンツ

利用者の需要を喚起するものであること。

ウ 「さわやか信州旅ネット」との連携

- ①さわやか信州旅ネットのトップページのD Cサイトへの誘導コーナーの改訂
- ②さわやか信州旅ネットのデータとの連動するような工夫をさせること。

エ マニュアルの作成

- ①信州キャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）事務局職員等が行う作業に関するマニュアルを作成すること。

オ その他の留意事項

- ①検索エンジンで容易にヒットするページであること。
- ②画面印刷について配慮していること。
- ③日本国内で通常利用されているブラウザで支障なく利用できること。
- ④利用者の通信速度について配慮し、表示に当たっては、利用者を待たせないようにすること。
- ⑤障害者の利用に配慮し、JISX8341-3 に準拠したものであること。
- ⑥画像形式はG I F形式又はJ P E G形式とすること。
- ⑦各コンテンツのアクセス解析ができること。
- ⑧改訂後は、実行委員会事務局の職員等がホームページ作成ソフトを使って項目追加等（画像部分を含む。）容易に行うことができ、運営上別途業者委託する必要が生じない作りになること。
また、メンテナンス作業マニュアルを作成すること。
- ⑨トピクス性のある情報掲載については、実行委員会事務局および実行委員会会員の職員等が、入力を行えるシステムにすること。
- ⑩プラグイン等、利用者が閲覧するために何らかの特別なソフトウェアが必要な作りになるべくしないこと。

(2) ドメインの取得

新たに、信州D Cサイトにふさわしいドメインの取得

(3) 動作確認、校正、アップロード作業

(4) 納入期限

平成 22 年 6 月 1 日(火)

7 パンフレット制作・ウェブサイト改訂共通の留意事項

- (1) 作成は、受託者自ら作成する場合のほか、受託者以外の事業者や外部スタッフを活用することも可とする。
- (2) 取り上げる観光資源等に地域的な偏りがないこと。
- (3) 魅力的な写真を多く使用すること。
- (4) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (5) 本事業に関する所有権や著作権は、原則としてすべて実行委員会に帰属することとし、実行委員会は事前の連絡なく加工及び2次利用できるものとする。
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、実行委員会は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとします。
- (6) 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。